



平成 24 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 葵プロモーション
代表者名 代表取締役社長 藤原 次彦
(コード番号 9607 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 八重樫 悟
(TEL. 03-3779-8000)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1)当社は、1963 年に「葵プロモーション」として創業し、今期、第 50 期を迎えましたが、この度策定いたしました中期経営計画における新たな取組みを推進していくにあたり、当社グループのブランドをより強化していく観点から、平成 24 年 4 月 2 日付「商号の変更に関するお知らせ」のとおり、商号を「AOI Pro.」に変更することといたしました。なお、当商号変更につきましては、附則により平成 24 年 7 月 1 日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除するものといたします。

(2)取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会決議によって法令の限度において責任を免除できる規定を新設し、第 32 条に取締役の責任免除条項を、第 42 条に監査役の責任免除条項を新たに加えるものであります。なお、第 32 条の新設部分に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(3)これら条文の追加に伴う項数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 27 日（水曜日）

以 上

別紙

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 (商号) 当会社は株式会社葵プロモーションと称し、英文では <u>Aoi Advertising Promotion Inc.</u> と表示する。 第2条 ～ 第31条 〔条文省略〕 第32条 (社外取締役の責任免除) 当会社は、会社法第427条第1項の規定より、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第33条 ～ 第41条 〔条文省略〕 第42条 (社外監査役の責任免除) 当会社は、会社法第427条第1項の規定より、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第43条 ～ 第46条 〔条文省略〕 〔新設〕	第1条 (商号) 当会社は株式会社 <u>AOI Pro.</u> と称し、英文では <u>AOI Pro. Inc.</u> と表示する。 第2条 ～ 第31条 〔現行どおり〕 第32条 (取締役の責任免除) <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定より、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第33条 ～ 第41条 〔現行どおり〕 第42条 (監査役の責任免除) <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定より、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定より、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第43条 ～ 第46条 〔現行どおり〕 附則 <u>第1条（商号）の変更は、平成24年7月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u>